

# 研究開発におけるデュアルユースと知財管理



放送大学教授 児玉 晴男

## 要 約

大学等の各研究機関では、産官学による研究また国際的な共同研究が推奨されている。そして、研究開発を遂行するためには、公的資金の獲得が前提になる。そのような研究開発環境の中で、2017年3月24日、日本学術会議は、「軍事的安全保障研究に関する声明」において、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の活用に対して懸念を表明している。そこでは、大学等の各研究機関の研究開発の推進に関して、科学技術の軍事用と民生用というデュアルユースが影響している。デュアルユースの対応が大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者に対する研究倫理にあるが、そこにデュアルユースの対応は見いだせない。大学等の各研究機関の研究倫理や学協会等の倫理綱領の中には、知的財産権に関する法的な対応の項目がある。また、大学等の各研究機関は、それらに所属する研究者の研究開発による成果に対して知財管理に関わりを持つ。そこで、本稿は、科学技術のデュアルユース問題に対して知財管理の観点から考察する。そして、研究開発におけるデュアルユースの対応は、民生用の知財管理と軍事用の知財管理とのシームレスな関係から行う必要がある。

## 目次

1. はじめに
2. 研究開発のデュアルユースの課題
3. 研究開発のデュアルユースの倫理的な対応
  - (1) 大学等の各研究機関の研究倫理
  - (2) 学協会等の倫理綱領
4. 研究開発のデュアルユースの法的な対応
  - (1) 研究成果に関する権利の帰属
  - (2) 研究成果に関する知財管理
  - (3) 研究成果に関する知的財産権侵害
5. おわりに

## 1. はじめに

大学等の各研究機関は、それらに所属する研究者の研究開発による成果に対して知財管理に関わりを持つ。そして、研究開発は産学連携や国際共同研究を視野に入れて、研究開発を遂行するためには外部資金として公的資金の獲得が前提になる。そのような研究環境の中で、2017年3月24日の「軍事的安全保障研究に関する声明」(以下、「学術会議「声明」と略称する。)において、防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」の問題を指摘している。学術会議「声明」は、軍事的安全保障研究では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への介入が強まるとの懸念を表明し

ている<sup>(1)</sup>。「安全保障技術研究推進制度」は、2015年度に発足した防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度(競争的資金制度)である。この研究開発のための公的資金は、近年の技術革新の急速な進展が防衛技術と民生技術のボーダレス化をもたらしており、防衛技術にも応用可能な先進的な民生技術、いわゆるデュアルユース技術を積極的に活用することが重要となるとの観点から、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な民生技術についての基礎研究を公募するものである<sup>(2)</sup>。

デュアルユースの定義として、例えば「数多くの科学技術が、国家、社会、個人、環境等に対して有益な効果のみならず、深刻な損害をももたらしうる可能性をも内包している。このように科学技術が「正と負」の両面を有している状況を、「科学技術のデュアルユース的側面」と定義し、このような科学技術の「負」の側面によって、自国や国際社会の利益に反して、人類や社会、環境等に何らかの損害や危害をもたらされることを「科学技術のミスユース」がある<sup>(3)</sup>。研究開発のデュアルユース問題は、巨額な防衛予算を背景に本格化する大学の軍事研究という観点に立っていよう<sup>(4)</sup>。それは、軍事用と民生用との二分化ができるという観点にある。しかし、研究開発のデュアルユース問題は、軍事用から民生用へというスピノフの観点

だけでなく、研究開発が軍事用と民生用との二重性と民生用から軍事用への転換からの対応も考慮する必要がある。しかも、我が国においては産官学連携の民生用の研究開発であっても、国際研究開発において諸外国にとっては軍事用の研究開発に繋がらう。

学術会議「声明」の観点の有効性は、研究開発が軍事用と民生用に明確に区分けができて、産官学連携と我が国を取り巻く諸外国の国際研究開発における軍事研究の実状を考慮しない限りのものといえる。産官学連携と国際研究開発による研究開発は、そもそも軍事用と民生用とが二分できる性質にあるのではなく、必然的に軍事用と民生用とが表裏の関係にある。研究開発のデュアルユース問題に関しては、大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者に対する倫理的な対応として研究倫理が中心にある。しかし、この研究倫理の中に、研究開発のデュアルユース問題に直接に関係するものは見いだせない。ただし、研究倫理には、法的な対応の観点が含まれている。したがって、研究開発のデュアルユース問題の検討は、倫理的な対応と共に法的な対応の明確化も求められる。その法的な対応の中に知的財産と知的財産権との関わりのある事項が含まれる。本稿は、研究開発は科学技術のデュアルユースを前提に、研究成果に関する大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者との間の知財管理との関わりについて検討する。

## 2. 研究開発のデュアルユースの課題

学術会議「声明」に対して、研究者の自由な発想を縛り、日本の科学を一層低迷させかねないとの懸念がある<sup>6)</sup>。ここで、軍事用と民生用との関係は、コンピュータ、インターネット、全地球測位システム (Global Positioning System : GPS)、ドローン、衛星、そして人工知能 (Artificial Intelligence : AI) など、我々の日常生活において恩恵を被っている科学技術は、軍事用の民生用への転換または軍事用と民生用との二重性がある。ただし、実世界において機械製品や電気・電子製品は軍事用と民生用とを二分できるように扱うことはできるかもしれない。しかし、実世界の科学技術は宇宙空間で多様な武器になり、モノのインターネット (Internet of Things : IoT) やサイバー空間では、情報技術・情報通信技術はサイバー攻撃手段と関連し、軍事用の概念が拡張される。

さらに、学術会議「声明」に関しては、大学等の各

研究機関が産官学連携と国際研究開発をすすめることが可能であるかどうかという疑問がある。企業との産学連携では、例えば三菱重工業、石川島播磨、川崎重工といった防衛産業にも関わっている民間企業は防衛省との産官連携が背景にあり、コマツが生産する重機械とIoTは軍事用になりうる。そうすると、民間企業関連の財団等における研究助成においても、防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」と同様のことがいえる。そして、米国と中国との各々の国際研究開発では、例えばアマゾン社、アップル社、マイクロソフト社とその背景に国防総省等との産官学連携があり、そして中国の大学では例えば軍事用の科学技術研究院 (国防科学技術研究院) が存在する。例えば、トヨタはマサチューセッツ工科大学およびスタンフォード大学と連携研究センターを設立し、トヨタ財団は東アジア等との国際助成プログラムがある。そこには、軍事用と民生用との二重の関係が存在しており、我が国の大学等の各研究機関が学術会議「声明」を受け入れているとしても、日米または日中の国際研究開発によって研究開発を遂行するときには、軍事用も関連してこよう。もし学術会議「声明」を国内対応とともに国際対応として受け入れるとしたら、日米と日中の国際研究開発による研究開発はそもそも不可能なはずである。研究開発のデュアルユースに関する課題は、大学等の各研究機関が産官学連携と国際研究開発で民生用としてすすめられている研究開発が実態として軍事用と民生用とのデュアルユースになっていることにある。

ところで、研究開発のデュアルユース問題は、国外の研究者と国内の大学等の各研究機関との関係もある。例えば米国の研究所から我が国の理化学研究所脳科学総合研究センターへ転職したチームリーダーらが遺伝子などの試料 (DNA、細胞株溶液、分子構造の一部の構成物) を持ち出したとされる事件がある。本件は、アメリカの経済スパイ法 (Economic Espionage Act) の外国政府の利益のために行われるスパイ行為を罰する経済スパイ条項 (18 U.S. Code § 1831) が問われたものである。これは、我が国では不正競争防止法による対応になる。

研究成果は知的財産法に関係することから、研究者の創作者としての権利と研究者が所属する大学等の各研究機関との権利の帰属と知財管理の明確化が求められる。そして、国内の産官学連携と国際研究開発を適正にすすめるためには、研究開発は、科学技術のデュ

アルユースを前提として、科学技術自体だけでなく、社会科学・人文科学を含めた科学技術と社会とのかかわりの中で、研究開発のデュアルユースの知財管理の対応が必要になろう。

### 3. 研究開発のデュアルユースの倫理的な対応

学術会議「声明」では、大学等の各研究機関およびそれらに所属する研究者に対して、倫理的な対応を求めている。その倫理的な対応は、大学等の各研究機関における研究倫理であり、学協会等の倫理綱領になる。

#### (1) 大学等の各研究機関の研究倫理

『第5期科学技術基本計画』（2016年1月22日、閣議決定）では、研究の公正性の確保のために、研究者は、研究の公正性を維持する責務を改めて認識し、研究倫理を学び、自ら修得した研究倫理を後進に伝えるなど、研究の公正性が自律的に維持される風土の醸成に努めることが求められるとする<sup>(6)</sup>。そこで、研究者と大学等の各研究機関は、研究活動に関する法令遵守と利益相反（Conflict of Interest：COI）など研究倫理の対策が求められる。しかし、大学等の各研究機関の研究倫理にしても学協会等の倫理綱領にしても、それらから直接に研究開発のデュアルユースの対応へ導くことは困難である。

学術会議「声明」は、大学等の各研究機関は、軍事的安全保障研究とみなされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきことを求めている。大学等の各研究機関にとっての研究倫理は、研究不正との関わりからとらえられており、研究開発のデュアルユース問題に対応する規則はないことから、研究者の自己の判断によらざるをえない。研究開発のデュアルユースにおける研究活動の場も、他者の研究成果に関する著作権・知的財産権の制限のもとに自由な発想のもとに研究成果が創造されるものになる。その研究環境を前提にすれば、研究倫理は、著作権・知的財産権の制限のもとに研究活動が遂行される研究成果に含まれる人格権と財産権の保護と他者の研究成果に関する人格権と財産権の保護およびそれら人格権と財産権の制限との関係を明らかにすることにある。

#### (2) 学協会等の倫理綱領

学術会議「声明」は、学協会等には、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも希求している。例えば「技術士倫理要綱」では、科学技術が社会に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して持続可能な社会の実現に貢献し、公正・誠実に行動するがかかげられている。技術士は、公衆の安全、健康および福利の最優先、地球環境の保全等持続可能性な社会の確保、客観的でかつ事実に基づいた真実性の確保、守秘義務、そして業務の対象となる地域の法規を遵守し、文化的価値を尊重することになることが規定されている<sup>(7)</sup>。そして、技術士倫理要綱の相互の協力に関して、他者の知的財産権等を尊重することが規定されている。

また、学協会等の倫理綱領には、知的財産権と知的財産法に関連する規定がある。日本機械学会倫理規定では、不公正な競争を避けて真摯な態度で討論すると共に、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、知的財産権を侵害せず、非公開情報の不正入手や不正使用を行わないとし、また、複数の関係者によって成果を創出した場合には、貢献した者の寄与と成果を尊重するとしている<sup>(8)</sup>。そして、電気学会倫理綱領では、他者の生命、財産、名誉、プライバシー、他者の知的財産権と知的成果を尊重するとしている<sup>(9)</sup>。また、情報処理学会倫理綱領では、他者の人格とプライバシーを尊重し、他者の知的財産権と知的成果を尊重するとある<sup>(10)</sup>。

大学等の各研究機関の研究倫理や学協会等の倫理綱領では、法令遵守の規定がある。その法例は、知的財産法と関わりがある。研究開発のデュアルユースと倫理との関連性は、大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者との研究成果に対する権利の帰属と知財管理に見いだせる。

### 4. 研究開発のデュアルユースの法的な対応

大学等の各研究機関において、研究成果は、知的財産の関わりの中で知財管理の対象になる。知的財産は、知的財産法の中で現れる大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者における人格的価値（人格権）と経済的価値（財産権）との関わりからとらえうる。したがって、研究開発のデュアルユース問題の法的な対応には、大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者の研究開発における成果の権利の帰属と知財管理

の明確化が必要になろう。

### (1) 研究成果に関する権利の帰属

研究開発に関する成果は、原則として、自然人である研究者に原始的に帰属する。ただし、大学等の各研究機関に研究成果の権利が帰属する場合がある。それは、職務創作において見られる。ただし、大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者の研究開発に関する権利の帰属は、著作権法と特許法では権利の帰属の態様が異なっている。それは、職務著作と職務発明との関係において顕著であり、人格権と財産権との帰属の違いもある。職務著作規定と職務発明規定では、研究者の研究成果の人格権も考慮する著作者の権利（著作者人格権と著作権）と発明者の権利（特許を受ける権利と発明者掲載権）との関係からの権利の帰属での整合が必要である<sup>(11)</sup>。

また、職務考案および職務意匠の創作は、職務発明の権利の帰属と同様になる（実用新案法 11 条 3 項と意匠法 15 条 3 項で特許法 35 条を準用）。ただし、仮専用実施権に係る部分は除かれている。職務育成品種は、職務発明等と同じ内容である（種苗法 8 条）。そして、発明者掲載権と同様、出願品種の育成をした者の掲載権が規定されている（同法 5 条 1 項 4 号）。それに対して、職務上の回路配置の創作は、職務著作と同様に、法人等が回路配置の創作をした者となることができる（半導体集積回路の回路配置に関する法律 5 条）。法人等に著作者人格権と同様、回路配置を創作した者の掲載権が認定できる（同法 3 条 2 項 4 号）。そうすると、職務創作の権利の帰属は、職務著作の権利の帰属と職務発明の権利の帰属との整合が見いだせなければならないだろう。しかし、職務著作と職務発明の規定との対応関係は見いだしえない。

職務著作は、創作時の著作者帰属が法人帰属になりうるものであり、法人を自然人に擬制し、著作者の権利を帰属させることを含む。職務発明は、発明時は発明者帰属であるが、段階的に特許を受ける権利または特許権は法人帰属になりうるものと、特許を受ける権利が発明時に法人帰属する二つのパターンがある。職務創作の権利の帰属は、自然人である創作者への原始帰属だけでなく、法人の創作者への原始帰属が含まれる。それが職務発明の権利の帰属に関する全体的な面とすれば、職務発明の権利の帰属に関する部分的な面、すなわち物権的な権利と債権的な権利の帰属の関

係の検討を要する。そして、職務著作と職務発明の規定との対応関係は、著作権法 29 条 2 項と特許法 35 条 3 項との対応関係も考慮する必要がある。

ここで留意すべきことは、著作権法 29 条 2 項の著作権の帰属は米国著作権法の職務著作物の著作権の所有（ownership）と対応し、特許法 35 条 3 項の特許を受ける権利の帰属は米国特許法の職務発明の特許権の所有（ownership）と対応する。著作権の所有は著作権の譲渡（copyright transfer）により、特許権の所有は特許権の譲渡（patent right assignment）による。この譲渡は、信託の法理における譲渡であり、我が国における物権と債権の観点による譲渡とは性質を異にしている。信託の法理の著作権の譲渡（copyright transfer）は我が国では物権的な著作権の譲渡と出版権の設定および債権的な著作物の利用の許諾に対応し、信託の法理による特許権の譲渡（patent right assignment）は我が国では物権的な特許権の譲渡と専用実施権の設定および債権的な通常実施権の許諾に対応する。

### (2) 研究成果に関する知財管理

研究開発は、オープン & クローズ戦略のもとに知財管理するものであり、研究成果を論文や特許発明として公表し公開するだけでなく、営業秘密として非公知のもとに秘密管理することも考慮される。オープン & クローズ戦略とは、技術などを秘匿または特許権などの独占的排他権を実施するクローズ・モデルの知財戦略に加え、他社に公開またはライセンスを行うオープン・モデルの知財戦略を取り入れ、自社利益拡大のための戦略的な選択を行うことが重要になるとするものである。オープン & クローズ戦略や営業秘密管理など総合的な知的財産の保護・活用戦略の推進が必要になっている。

大学等の各研究機関の知財管理は、発明だけでなく、コンテンツ（著作物）、そして発明と著作物との二重性のソフトウェアの比重が高まっている。大学等の各研究機関のオープン面の知財管理としては、例えば京都大学 iPS 細胞研究所（CiRA）の iPS 細胞関連知財管理連携体制は、iPS 細胞研究から創出された特許を管理するために、CiRA が中心となり、京都大学産官学連携本部や京大 iPS 細胞関連特許の実施権を許諾する iPS アカデミアジャパン株式会社と連携している<sup>(12)</sup>。大学等の各研究機関のクローズ面の知財管理

は、大学等の各研究機関に所属する研究者の研究成果の技術情報に関する営業秘密が想定されるが、その営業秘密にはソフトウェアのソースコードも含まれる。

公序良俗と公衆衛生を害する発明は、特許を受けることができない発明（特許法 32 条）であり、人体に関わる発明や原子核変換に関する発明があるが、そして人体を殺傷する登録発明さえある。なお、「医薬又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明」と「原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明」は、特許法の旧法では特許を受けることができない発明であった。前者は、人類の生存、生命に直接関係するものであることによるものであり、物の発明も方法の発明も特許を受けることができないとするものである。後者は、当時の我が国の原子力産業が他国に比して遅れていることによるものであり、物の発明であり方法の発明は特許を受けることができる。なお、現行特許法では、前者は特許権の制限（特許法 69 条 3 項）になり、後者は削除されている。

上記が民生用の研究成果の知財管理とすれば、軍事用の研究成果の知財管理として秘密特許制度が関与する。米国には、国家の安全保障に関わる技術を非公開とする「秘密特許制度」が導入されている。米国では出願後に国家が国防に関する技術と認定した場合、秘密特許となり出願自体も秘匿とされる。これは、国防に関する技術情報との観点から非公表となる。我が国では、秘密特許制度が 1899 年に導入され、1948 年に廃止されている。ただし、「防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」という、1956 年に日本とアメリカ合衆国との間で締結された軍事関連特許の秘密保持に関する条約がある。本協定 3 条では、「一方の政府が合意される手続に従って防衛目的のため他方の政府に提供した技術上の知識が、提供国で秘密に保持されている特許出願の対象たる発明をあらわすものであるときは、その特許出願に相当する他方の国でされた特許出願は、類似の取扱を受けるものとする。」と定められている。なお、我が国でも秘密特許制度の検討が再度なされていたが、産業情報の流出が産業競争力および安全保障上の大きな問題になっており、その防止の観点がある。

### （3）研究成果に関する知的財産権侵害

研究開発は、産業スパイ行為と関わりを持ってい

る。我が国では、技術情報の不正な持ち出しなどの産業スパイ行為を取り締まる法整備は、事業者間の公正な競争およびこれに関する国際約束の的確な実施を確保するためという観点から不正競争防止法による。具体的には、会社の機密文書を窃取した従業者から、それが営業秘密であると知って、産業スパイが当該機密文書を受け取る行為等がある（不正競争防止法 2 条 1 項 5 号）。そして、例えば、営業秘密を取得した後に、その営業秘密に関する産業スパイ事件が大々的に報道されて不正取得行為が介在していた事実を知りながら、営業秘密を使用又は開示する行為がある（同法 2 条 1 項 6 号）。

また、研究成果における知的財産権の侵害に関して、たとえ我が国において合法にある組織としても、国際共同研究を通して諸外国の組織と連携している場合、テロ等準備罪、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」における実行準備行為を伴う組織的犯罪集団による重大犯罪遂行の計画（6 条の 2）が適用されることが起こりえよう。それは、別表第三（6 条の 2 関係）では、著作権の侵害等（著作権法 119 条 1 項、2 項）の罪、特許権等の侵害（特許法 196 条、196 条の 2）の罪、実用新案権等の侵害（実用新案法 56 条）の罪、意匠権等の侵害（意匠法 69 条、69 条の 2）の罪、商標権等の侵害（商標法 78 条、78 条の 2）の罪、育成者権等の侵害（種苗法 67 条）の罪、営業秘密の不正取得等（不正競争防止法 21 条 1 項～3 項）の罪が例示されている。

我が国においては民生用の技術情報・製品であっても、諸外国へ合法であっても非合法であっても移転すると軍事用の機微技術へ転換しうる。それらには、著作物（論文）の公表や発明の実施などの知的財産が含まれる。大学等の各研究機関の研究成果の知財管理は、大学等の各研究機関の研究成果の情報管理、すなわち「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」と略称する。）の機微技術管理とも関わりを持っている。外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることは基本的な観点になる。しかし、対外取引に対し、必要最小限の管理または調整を行うことが求められることが生じる。それが安全保障貿易に係る外為法による機微技術管理になる（外為法 25 条 1 項）。いわゆる役務取引等の技術提供の形態は、技術データと技術支援になる<sup>(13)</sup>。

技術データは文書またはディスク、テープ、ROM

等の媒体もしくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるものまたはプログラムになる。技術データに該当するもの（アナログとデジタルともに対象）は、①技術報告書、発表・投稿原稿、研究記録、②設計図面、回路図、製造方法書、試験方法書、評価方法書、③使用マニュアル、ユーザーズマニュアル、④実験機器等の技術仕様書、⑤コンピュータプログラムになる技術支援は、技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態になる。技術支援に該当するものは、①プレゼンテーションソフトによる表示、説明、②口頭による研究発表や指導などになる。それらは国際共同研究において通常の研究活動といえるものではあるが、意図せざる技術流出や法令違反を未然に防止するために、規制対象技術を保有する研究者一人一人の外為法規制の理解と遵守活動の実践が必要不可欠としている。外国に向けて技術提供を行おうとするときは、必ず外為法に基づく許可が必要か否かの確認を要することになる。

## 5. おわりに

学術会議「声明」を付度するかしないかを問わず、国内の産官学連携と国際研究開発を適正にすすめるためには、研究開発のデュアルユースの対応として、まず大学等の各研究機関とそれらに所属する研究者の研究成果の権利の帰属と知財管理が求められる。知財管理（知的財産法）は、論文の著作権等における研究者への帰属、発明等の産業財産権における大学等の各研究機関への帰属、そしてソフトウェアの知的財産権の研究者へ帰属か大学等の各研究機関へ帰属かになる。倫理と法との関係は、本来、相互に入り込むものではないが、倫理も法も「道徳規範」にかかわりを持ち、倫理が内面的な規範であるのに対し法は外面的な規範であり、本人の意思にかかわらず強制されるという特色が見出せる<sup>(14)</sup>。特に研究開発のデュアルユースの対応という非定常状態の場合、ハードロー的な法的な基準によって責任の所在を不明確化することよりも、ソフトロー的な倫理的な基準を加味した判断基準による方が適切な判断を下せよう。そのソフトロー的な倫理的な基準とは、非定常状態の不都合な状況を回避しようる立場の大学等の各研究機関の判断が行いやすくなることである。

研究開発は、倫理にしても法にしても、研究成果の財産権・物質的価値ではなく、人格権・精神的価値に焦点を当てるものになっている。1948年12月10日、第3回国際連合総会において採択された世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）では、創作者（author）であるすべての人は、科学的（scientific）、文学的（literary）または美術的（artistic）な成果物（production）から生ずる精神的（moral）および物質的（material）な利益を保護される権利を有する（世界人権宣言27条2項）。例えば素粒子研究と核兵器開発との関連から、「反省と沈思の日々を送って来た」とされる研究者の日記がある<sup>(15)</sup>。研究者の研究成果の活用に関する研究者の関わりは、知財管理において明確ではない。研究成果に対する大学等の各研究機関と研究者との関係は、大学等の各研究機関の知財管理の対象は研究成果の財産権にあり、研究成果の人格権は研究者自らが管理することになる。

研究成果は、研究者の創作者としての精神的な権利と物質的な権利、いわゆる人格権と財産権からなっている。研究成果とその波及効果への法的な対応は、研究者による研究成果の権利の帰属（人格権と財産権）および大学等の各研究機関の職務創作の研究成果の権利の帰属（人格権と財産権）と研究成果の知財管理からなる。その関係の中では、研究成果の財産権の中での観点になっているが、研究成果の財産権は有期である。他方、研究者の研究成果の人格権は、一身専属であり、研究者が死亡すれば消滅するといえるが、少なくとも財産権の保護期間、さらに言えば半永久とさえいいうる。研究者（著作者と発明者）の氏名は表示され、研究者の思想感情を創作的に表現された論文（著作物）や技術的思想の創作である発明が化体した研究成果は同一性が保持される。それら人格権の保護は、財産権と異なり、有期とする必要はない。発明者や発見者に与えられるエポニミイがあり、さらに著作者の著作権（人格権）の氏名表示権、変更権、同一性保持権の保護期間を無期限とする規定がある（中国著作権法20条）。研究開発のデュアルユースの知財管理としては、民生用の知財管理と軍事用の知財管理とのシームレスな関係の観点から行う必要がある。そのとき、研究成果の財産権が有期であることから、大学等の各研究機関の知財管理の対応とは別な研究者の研究成果の人格権、とくに同一性保持権による対応が重要になる。

(参考文献)

- (1) 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」(2017/3/24)
- (2) 安全保障技術研究推進制度 (www.mod.go.jp/atla/funding.html) (2018/3/1 アクセス)
- (3) 河原直人, “安全保障政策とバイオセキュリティ—安全保障の観点から見た科学者の社会的責任について”, 四ノ宮・河原編著, 生命科学とバイオセキュリティ, p.216 (2013) 東信堂
- (4) 池内了, 科学者と軍事研究, pp.165-172 (2017) 岩波書店
- (5) 読売新聞社説, “研究の自由をはき違えるな”, 読売新聞朝刊 13 版, 3 面
- (6) 科学技術基本計画 (2016/1/22) p.48
- (7) 技術士倫理綱領 (http://www.engineer.or.jp/c\_topics/000/000025.html) (2018/3/1 アクセス)
- (8) 日本機械学会倫理規定 (https://www.jsme.or.jp/about/ethical-consideration/) (2018/3/1 アクセス)
- (9) 電気学会倫理綱領 (www.iee.jp/?page\_id=2304) (2018/3/1 アクセス)
- (10) 情報処理学会倫理綱領 (https://www.ipsj.or.jp/ipsjcode.html) (2018/3/1 アクセス)
- (11) 児玉晴男, “職務発明の権利帰属と職務著作の権利帰属との整合性”, パテント, Vol.69, No.6 (2016) pp.38-46。
- (12) CiRA の知的財産 (https://www.cira.kyoto-u.ac.jp/j/research/special.html) (2018/3/1 アクセス)
- (13) 経済産業省貿易管理部, 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用) 第三版, p.28-29 (2017/10)
- (14) 田島裕, “企業倫理と法”, 筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集刊行委員会, 現代企業法学の研究—筑波大学大学院企業法学専攻十周年記念論集, p.430 (2001) 信山社
- (15) 湯川日記 (京都大学基礎物理学研究所湯川記念館史料) (https://www2.yukawa.kyoto-u.ac.jp/~yhal.oj/diary.html) (2018/3/1 アクセス)

(原稿受領 2018. 3. 26)

## ヒット商品は こうして 生まれた!

平成28年  
改訂版

**JPAA  
Information**


---

**ヒット商品を支えた知的財産権**

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。